

はだのクリーンセンター保全整備・運営事業
実施方針

令和8年9月1日（火）

秦野市伊勢原市環境衛生組合

<目次>

1	用語の定義.....	1
2	事業の内容に関する事項.....	4
(1)	事業名称.....	4
(2)	施設の名称、種類.....	4
(3)	施設の管理者.....	4
(4)	事業目的.....	4
(5)	本施設の概要.....	5
(6)	事業方式.....	6
(7)	契約形態.....	6
(8)	事業期間.....	6
(9)	事業期間終了後の措置.....	6
(10)	対象となる業務範囲.....	7
(11)	受注者の収入.....	8
(12)	余熱利用計画.....	9
(13)	搬出物（焼却灰等及び処理不適物）の取扱い.....	9
(14)	特定部品の供給.....	9
(15)	適用を予定している交付金.....	9
(16)	関係法令等の遵守.....	9
3	優先交渉権者の選定に関する事項.....	10
(1)	応募者の参加資格要件.....	10
(2)	選定方法及びスケジュール.....	16
(3)	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定方法.....	18
4	事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	20
(1)	サービス水準及び仕様.....	20
(2)	予想されるリスクの分担.....	20
(3)	本組合による事業実施状況の監視.....	20
(4)	支払額の減額等.....	20
5	施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
(1)	本施設の立地.....	21
(2)	建設場所.....	21
(3)	敷地面積.....	21
(4)	都市計画事項等.....	21
(5)	緑地率.....	21
6	事業契約の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	22
7	事業継続が困難な場合における措置に関する事項.....	23
(1)	受注者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難となった場合.....	23

(2) 本組合の責めに帰すべき事由により事業継続が困難となった場合	23
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合	23
8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	24
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	24
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	24
(3) その他.....	24
9 その他.....	25
(1) 議会の議決.....	25
(2) 情報提供.....	25
(3) 応募に伴う費用負担.....	25
(4) 実施方針に関する問合せ先.....	25
添付資料 1 事業区域.....	26
添付資料 2 事業スキームの参考図.....	27
添付資料 3 本事業に係る業務の役割分担.....	30
添付資料 4 リスク分担（案）	31

1 用語の定義

はだのクリーンセンター保全整備・運営事業 実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

本 事 業	はだのクリーンセンター保全整備・運営事業をいう。
本 組 合	秦野市伊勢原市環境衛生組合をいう。
本 施 設	はだのクリーンセンターをいう。
設 計 ・ 施 工 業 務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
運 営 ・ 維 持 管 理 業 務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
工 事 請 負 事 業 者	本事業において、本施設の設計・施工業務を行う者をいう。
施 設 運 営 事 業 者	本事業において、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
建 築 整 備 企 業	工事請負事業者のうち、本施設の建築設備に関する設計・施工業務を行う者をいう。
プ ラ ン ト 整 備 企 業	工事請負事業者のうち、本施設のプラント設備に関する設計・施工業務を行う者をいう。
運 転 管 理 企 業	施設運営事業者のうち、本施設の運転管理業務を行う者をいう。
維 持 管 理 企 業	施設運営事業者のうち、本施設の維持管理業務を行う者をいう。
応 募 者	本事業への参加を希望する単独企業又は複数企業で構成される企業グループをいう。
構 成 員	応募者を構成する企業をいう。
代 表 企 業	構成員のうち、応募者を代表し応募手続等を行う企業をいう。
基 本 協 定	優先交渉権者の決定後すぐに、本組合と受注者が締結するものであり、事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めるものをいう。

基 本 契 約	受注者に本事業を一括で発注するために、本組合と受注者が締結する契約をいう。
工 事 請 負 契 約	本施設の設計・施工業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合と工事請負事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合と施設運営事業者が締結する契約をいう。
事 業 契 約	本事業に係る基本契約、工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
受 注 者	本組合と事業契約を締結した工事請負事業者及び施設運営事業者の総称をいう。
事 業 審 査 会	本組合が、専門的知見に基づいて公平に応募者の事業提案を審査するための機関として設置する「はだのクリーンセンター保全整備・運営事業に係る企画提案型事業審査会」をいう。
優 先 交 渉 権 者	本事業に係る公募型プロポーザルにおいて、事業審査会により最も優れた提案を行ったと評価された応募者であり、本組合と優先的に事業契約の締結に向けた交渉を行う権利を有する者をいう。
資 格 審 査 書 類	資格審査申請書及び参加資格証明書類の総称をいう。
提 案 書 類	優先交渉権者の選定に当たり、資格審査を通過した応募者が実施要領等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事 業 区 域	本事業を実施する区域をいう。
プ ラ ン ト	本施設で処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装設備等の総称をいう。

特 定 部 品	本施設の竣工時の設計・施工事業者が権利を有する特許権等の産業財産権を利用して作成されるなど、当該設計・施工事業者からの調達が不可欠である部品及び本施設独自の部品であり、当該設計・施工事業者以外では性能・機能を満足する製品を製作できない可能性が高い部品をいう。
本 工 事	はだのクリーンセンター基幹的設備改良工事をいう。
本 委 託	はだのクリーンセンター長期包括運営業務委託をいう。
建 築 物 等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等の総称をいう。
工 場 棟	本施設のうち、プラント等を備えた建物をいう。
地 方 公 共 団 体	地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合及び財産区）をいう。
実 施 要 領	本事業に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、本事業の概要、事業審査会の審査概要、その他優先交渉権者の選定手続を実施するための必要事項等を定めた文書をいう。
実 施 要 領 等	実施要領、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）を総称していう。
事業契約書（案）	基本契約書（案）、工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）を総称していう。
要 求 水 準 書	本事業の設計・施工業務及び運営・維持管理業務について本組合が受注者に求める性能等の水準を定めた文書であり、事業全体に係る「総則編」、設計・施工業務に係る「基幹的設備改良工事編」、運営・維持管理業務に係る「長期包括運営業務委託編」の3編で構成する。
処 理 不 適 物	本施設の焼却処理に適さないものとして、選別除去すべき対象物及び実際に選別除去したものをいう。

2 事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

はだのクリーンセンター保全整備・運営事業

(2) 施設の名称、種類

名称 はだのクリーンセンター

種類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）

(3) 施設の管理者

秦野市伊勢原市環境衛生組合 組合長 高橋 昌和

(4) 事業目的

本組合は、秦野市及び伊勢原市（以下「構成市」という。）により構成される一部事務組合であり、本施設を長期包括運営業務委託により運営し、構成市から発生する可燃ごみの受入れ及び中間処理を行っている。

本施設は、平成 25 年 1 月に稼働を開始してから約 13 年が経過しており、主要な設備・機器については、環境省「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）令和 3 年 3 月改訂」で示される耐用年数に近づいている。

また、本施設は、毎年計画的に維持補修を重ねているが、長期稼働による設備・機器の経年劣化が進みつつあることから、本組合では、ストックマネジメントの考え方を導入し、本施設における主要な設備・機器について大規模な施設整備工事（基幹的設備改良工事）を実施することとした。

本事業では、民間事業者の創意工夫をもって、本施設の運営及び本工事を一体的に行い、可燃ごみの焼却処理を安定的に遂行しつつ、脱炭素社会に向けた二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量の削減など環境負荷の少ない循環型社会の形成を実現し、さらには本組合における一般廃棄物処理に係る財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を実現することを目的とする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要は、次に示すとおりである。

施設名称		はだのクリーンセンター
施設設置者		秦野市伊勢原市環境衛生組合
施設所在地		神奈川県秦野市曾屋 4624 番地
敷地面積		約 34,600 m ²
建築面積		約 4,600 m ²
延床面積		約 12,600 m ²
事業区域		「添付資料 1 事業区域」のとおり
建築 仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
焼却対象物		可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
処理方式		全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力		200 t/24h (100 t/24h・炉×2基)
建設年月		着工 平成 22 年 2 月 竣工 平成 25 年 1 月
工場棟	受入・供給設備	ピット&クレーン
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去設備＋活性炭吹込＋ろ過式集じん器＋触媒脱硝設備
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電設備 3,820 kW (工事前) ※工事後の発電能力は応募者の提案による 場内の給湯 場外への高温水供給 (名水はだの富士見の湯)
	給水設備	生活用 上水 プラント用 井水、上水
	排水処理設備	プラント排水 場内循環利用 (無放流) 生活排水、洗車排水、プラットホーム排水等 下水道放流
	飛灰処理設備	薬剤処理
	電気設備	特別高圧受電方式
	計装設備	分散型制御システム
構成施設		工場棟、特別高圧受変電棟、収集職員休憩スペース、旧管理棟

(6) 事業方式

本事業における設計・施工業務及び運営・維持管理業務は、DBO 方式（公設民営方式）により実施する。

受注者のうち工事請負事業者は、本施設における設計・施工業務（本工事）を行う。

また、受注者のうち施設運営事業者は、15 年間にわたる本施設の運営・維持管理業務（本委託）を行うものとする。

(7) 契約形態

本事業の事業者選定は、公募型プロポーザル方式とする。その結果、選定された優先交渉権者は、本組合と基本契約、工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

その後、本組合は、優先交渉権者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。

また、基本契約に基づいて、工事請負事業者と本事業に係る工事請負契約を、施設運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料 2 事業スキームの参考図」に示す。

(8) 事業期間

ア 設計・施工業務期間（本工事の工事期間）

着工予定 令和 10 年 4 月 1 日

竣工予定 令和 15 年 3 月 31 日

イ 運営・維持管理業務期間（本委託の委託期間）

運営準備期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

運営期間 令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日まで（15 年間）

(9) 事業期間終了後の措置

本組合と受注者は、事業期間中の本施設の稼働状況や設備の状況を踏まえ、事業期間終了の 5 年前から本事業の継続等について協議を行うものとする。本協議により本事業が継続となった場合は、本組合と受注者で事業期間終了時の本施設の性能確認について協議を行い、受注者は協議の結果をもとに必要な検査や補修等を実施するものとする。

なお、当該検査の結果により、本施設が安定的に稼働するために十分な性能を満たしていることを確認した場合、事業期間終了時の性能確認が完了したものとする。

(10) 対象となる業務範囲

受注者及び発注者が行う業務の範囲は、次の各項目とし、「添付資料3 本事業に係る業務の役割分担」で図示する。

なお、各項目の詳細は、別添「要求水準書（案）」に示す。

ア 受注者が行う業務

(ア) 設計・施工業務

- a 本組合が実施する循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請手続への協力
- b 本工事の設計
- c 提出図書の作成と本組合への提出
- d 本工事の施工
- e 本組合が実施する関係官庁への許認可申請・報告・届出・検査報告等への協力
- f 本組合が実施する各種関係団体への報告・届出・説明等への協力
- g 受注者が実施する業務に係る地元対応（初期対応）
- h 本組合が実施する地元対応への協力
- i 試運転及び引渡性能試験
- j 運転指導
- k 契約不適合への対応
- l その他必要な業務

(イ) 運営・維持管理業務

- a 搬入管理
- b 運転管理（焼却灰、飛灰処理物及び飛灰（以下「焼却灰等」という。）及び処理不適物の貯留・積込みを含む。）
- c 本工事期間中のごみの外部搬出における積込み及び計量
- d 維持管理（旧管理棟における設備等の法定点検、軽微な補修を含む。）
- e 環境管理
- f 情報管理
- g 余熱利用（工場棟内への温水・電力供給、本施設外への高温水供給、余剰電力の売電）
- h 防災管理
- i 運営・維持管理業務に係る受注者によるセルフモニタリング
- j その他必要な業務（本組合が実施する関係官庁への各種申請・報告・届出・検査報告等への協力、各種関係団体への報告・届出・説明等への協力、見学者対応、受注者が実施する業務に係る地元対応（初期対応）、本組合が実施する地元対応への協力、安全衛生管理、防犯・警備、管理諸室系の清掃、緑化・植栽、除草、事務用備品・消耗品の調達、施設運営上必要な各種保険（建物及び機械・工作物の火災保険を除く。）への加入等）

イ 本組合が行う業務

(ア) 設計・施工業務

- a 本工事に係る交付金申請手続
- b 関係官庁への申請・報告・届出・検査報告等の対応
- c 各種関係団体への報告・届出・説明等の対応
- d 地元対応（受注者による初期対応以外）
- e 本工事の施工監理
- f その他これらを行う上で必要な業務

(イ) 運営・維持管理業務

- a 関係官庁への申請・報告・届出・検査報告等の対応
- b 各種関係団体への報告・届出・説明等の対応
- c 地元対応（受注者による初期対応以外）
- d 処理対象物のうち可燃性粗大ごみの搬入
- e 処理対象物の搬入計画の策定
- f 焼却灰等の搬出計画の策定
- g 本工事期間中における外部へのごみの搬出計画の策定
- h 本工事期間中における外部へのごみの搬出・運搬
- i 焼却灰等の搬出・運搬
- j 処理不適物の搬出・運搬
- k 焼却灰等の資源化処理及び埋立処分
- l 処理不適物の処分
- m 本施設に必要な灯油の調達・供給
- n 運営・維持管理業務に係る本組合によるモニタリング
- o 受注者によるセルフモニタリング結果の確認
- p 周辺環境のモニタリング
- q その他必要な業務（安全衛生管理、建物及び機械・工作物の火災保険への加入等）

(11) 受注者の収入

本事業における受注者の収入は、次のとおりとする。

なお、詳細は、今後、本組合が公表を予定している実施要領等に示す。

ア 設計・施工業務に係る対価

本組合は、本工事に係る設計・施工業務の対価を工事請負事業者へ支払う。

なお、支払いは、出来高に応じて年度毎に支払うものとするが、本組合が準用する秦野市財務規則に基づく前金払も可とする。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

本組合は、本施設の運営・維持管理業務の対価を委託料として運営期間中、年度毎に見直しを行う固定費及び変動費に基づき月払いで施設運営事業者へ支払う。

なお、市民又は事業者の自己搬入に応じて、計量窓口で徴収するごみ処理手数料及び余剰電力の売電に伴う収益は、本組合に全て帰属するものとする。

(12) 余熱利用計画

施設運営事業者は、本施設で発生した蒸気等の余熱利用について、電力、温水として本施設の工場棟へ供給し、余剰電力については売電を行うこととする。

また、本施設では、発電及び所内熱利用を行った後の余熱を利用して外部余熱供給先である秦野市が運営する温浴施設（名水はだの富士見の湯）へ高温水を供給しており、本事業においても現行と同様に当該施設へ高温水の供給を行うこととする。

(13) 搬出物（焼却灰等及び処理不適物）の取扱い

本施設から発生する焼却灰等は、本組合又は本組合が指定する運搬事業者への引渡し（積込作業）までを運営・維持管理業務の範囲とする。

処理不適物は、焼却灰等と同様に本組合が指定する運搬事業者への引渡し（積込作業）までを運営・維持管理業務の範囲とする。

なお、処理不適物の積込作業に当たり必要となる重機等については、施設運営事業者が自らの費用で用意するものとする。

(14) 特定部品の供給

本組合は、本施設の竣工時の設計・施工事業者に対し、受注者が特定部品の供給を求めることができるよう支援する。

(15) 適用を予定している交付金

本組合は、本事業の実施に当たり、交付金の申請を予定している。交付金申請等の手続は本組合において行うが、受注者は申請手続に必要な書類の作成等の支援を行うものとする。

(16) 関係法令等の遵守

本組合及び受注者は、本事業の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ、関係法令、条例、規則及び要項等を遵守しなければならない。

3 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。

なお、本組合では、応募者の参加資格を確認するために資格審査を実施する。

ア 応募者の構成

応募者の構成は、次のとおりとする。

(ア) 応募者は、P.7の「2 (10)ア 受注者が行う業務」に掲げる業務を実施できる単独企業又は複数企業によって構成されるグループであること。

(イ) 工事請負事業者（特定建設工事共同企業体を結成する場合は、当該共同企業体を構成する各企業）は、応募者の構成員とならなければならない。

また、施設運営事業者（共同企業体を結成する場合は、当該共同企業体を構成する各企業）は、応募者の構成員とならなければならない。

なお、本事業では、特別目的会社（SPC）を設立しないものとする。

(ウ) 応募者は、資格審査書類の提出時に、応募者の構成員について、その役割を明らかにすること。

(エ) 応募者は、構成員のうち、プラント整備企業としてP.13に示す「3 (1)ウ 設計・施工業務を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、応募者を代表する代表企業として定めるとともに代表企業が応募手続等を行うものとする。

また、本施設の設計・施工業務を請負うに当たり、特定建設工事共同企業体を構成する場合は、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。

(オ) 運営・維持管理業務の受託に当たり、共同企業体を結成する場合は、運転管理企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。

(カ) 提案書類の提出後における代表企業及び構成員の変更は、原則認めない。ただし、提案書類提出の翌日から優先交渉権者の決定までの期間において、特段の事情があると本組合が認めた場合は、協議の上、構成員の変更を認める場合がある。

(キ) 代表企業及び構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(ク) 代表企業又は構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。

(ケ) 上記「(ク)」の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

a 資本関係がある場合

次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合

(a) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- b 人的関係がある場合
 - 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合
 - (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- c 上記 a 又は b と同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合
- (コ) その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
- (サ) 構成員が複数の企業で構成される者である場合には、これらを構成する者についても他の応募者の構成員となることはできない。
- (シ) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。
- (ス) 応募者は、本工事の一部を請け負わせる場合、一次下請にあつては、資格審査書類の提出時に当該企業の役割を明らかにすること。

イ 共通の参加資格要件

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (イ) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止等の措置を受けている者
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (エ) 一般社団法人全国銀行協会が運営する電子交換所において取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (キ) 秦野市暴力団排除条例（平成 23 年秦野市条例第 18 号）に基づく入札等への排除措置を受けている者
また、これ以外にも役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (ク) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをした者又は申立てがなされている者
- (ケ) 応募者が清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者
- (コ) 直近事業年度の法人税、地方住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (サ) 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収に係る納付を滞納している者
- (シ) 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入の者
- (ス) 本組合が本事業に関する検討支援業務を委託した者（一般財団法人日本環境衛生センター）と資本関係又は人的関係のある者
- (セ) 本組合が本事業の受注者選定に当たり設置した事業審査会の委員又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者
- (ソ) 実施方針の公表から優先交渉権者の決定に関する公表までの期間に、本事業について P.18 に示す「3 (3) ア 事業審査会」の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

ウ 設計・施工業務を行う者の要件

本施設の設計・施工業務について、単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。

また、特定建設工事共同企業体を結成して行う場合は、プラント整備企業（応募者の代表企業）は次の要件を全て満たすこと。ただし、(ア)の要件に関しては、構成員の全てが満たすこと。

- (ア) 令和 7・8 年度秦野市競争入札参加資格者名簿において、登録業種 工事「清掃施設」への登録を行っていること。
- (イ) 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 建設業法の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 建設業法の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (オ) 最新の経営事項総合評価値通知書の清掃施設工事の総合評価値が 1,100 点以上であること。
- (カ) 応募者は、現場代理人を専任で配置できること。
- (キ) 応募者は、建設業法の規定による清掃施設工事に係る監理技術者を専任で配置できること。

なお、配置する主任技術者及び監理技術者については、次のとおりとすること。

- a 本組合が準用する秦野市契約規則（昭和 39 年 6 月 1 日 規則第 23 号）第 45 条に従い、その者の氏名及びその役割について資格審査書類の提出時に明らかにすること。
- b 監理技術者は、代表企業が直接かつ連続して 3 か月以上雇用していること。
- (ク) 資格審査書類の提出期限日において、次の要件を全て満たす地方公共団体の一般廃棄物焼却施設の基幹的設備改良工事を元請として契約し、完成後、引渡し完了した実績を有すること。ただし、平成 22 年 4 月 1 日以降に受注した実績に限る。
 - a 処理方式 ストーカ式焼却炉
 - b 施設規模 200 t/日以上（1 炉当たり 100 t/日以上かつ 2 炉以上）
 - c 発電設備 ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設
 - d 稼働実績 基幹的設備改良工事の竣工後 3 年以上稼働している実績
- (ケ) 設計・施工業務を行うに当たり、工事請負事業者としての責務を達成するために必要な有資格者を配置できること。

エ 運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務について、単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。

また、共同企業体を結成して行う場合は、本業務のうち運転管理企業は次の要件を全て満たすこと。ただし、(ア)の要件に関しては、構成員の全てが満たすこと。

(ア) 令和7・8年度秦野市競争入札参加資格者名簿において、登録業種 一般委託「その他の業務請負等委託」への登録を行っていること。

(イ) 資格審査書類の提出期限日において、次の要件を全て満たす地方公共団体の一般廃棄物焼却施設の延べ3年以上の運営・維持管理業務(※)の履行実績を元請として有する者

※運営・維持管理業務とは、「処理対象ごみの受入れ(収集を除く。)、施設の運転・維持管理・修繕、環境規制項目の測定、場内で使用する消耗品・薬品等の調達、場内清掃等」の全てを含む業務をいう。

a 処理方式 ストーカ式焼却炉

b 施設規模 200 t/日以上(1炉当たり100 t/日以上かつ2炉以上)

c 発電設備 ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設

(ウ) 運営事業所長(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)又は運営事業副所長(運営事業所長の補佐を務め、不在時にはその職務を代行する者)として、秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例(平成24年10月15日 条例第1号)第3条(技術管理者)に定める技術管理者の要件を満たし、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で施設規模が1炉当たり100 t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設(3年以上の稼働及び1炉当たり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。)の運営事業所長又は運営事業副所長としての経験を3年以上有する者を配置できること。

(エ) 本施設の運営・維持管理業務を行うに当たり、施設運営事業者としての責務を達成するために必要な有資格者(例 電気主任技術者)を配置できること。

オ 参加資格の確認

(ア) 参加資格確認基準日は、資格審査書類の受付期限日とする。

(イ) 参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者の決定までの間に応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠いた場合は、次のとおりとする。

a 提案書類の提出期限までに参加資格要件を欠いた場合は、当該応募者がその構成員に代わる参加資格を有する構成員を補充し、本組合が認めたときは、その後の選定手続に参加することができる。

- b 提案書類の提出期限の翌日以降に参加資格要件を欠いた場合は、本組合がやむを得ない事情があると認めたときに限り、本組合との協議の上、構成員を変更することができる。
 - (ウ) 優先交渉権者決定の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者の構成員が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、優先交渉権者と事業契約を締結しないこととする。この場合において、本組合は、優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

また、本組合は、当該優先交渉権者に代えて、次点交渉権者を優先交渉権者として決定することができる。
 - (エ) 本実施方針公表以降、本事業の優先交渉権者決定までの間に、応募者や応募者と資本関係又は人的関係のある者が事業審査会の委員及び当該委員が所属する法人に本事業に関する問合せなどの接触を行い、自己を有利に、又は他の応募者を不利にするような働きかけ等を行った場合は、参加資格を失ったものとみなし、審査対象から除外するものとする。
 - (オ) 応募者の責めに帰すべき事由により参加資格要件を満たしていないことが判明し、本組合に損害が生じた場合は、本組合は当該応募者に対して損害賠償を請求することができる。
- カ 特定建設工事共同企業体に関する要件
- 本組合と工事請負契約を締結する工事請負事業者として、特定建設工事共同企業体を結成する際は、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 仮契約締結までに、特定建設工事共同企業体（甲型）を結成すること。
 - (イ) 代表企業が特定建設工事共同企業体の最大の出資者になること。
 - (ウ) 特定建設工事共同企業体を構成する者は、秦野市共同企業体取扱要綱第4条第4項の規定に従い、特定建設工事共同企業体に出資すること。

(2) 選定方法及びスケジュール

ア 選定方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

イ スケジュール

本事業における優先交渉権者の選定スケジュールは、次に示すとおりである。

なお、この日程は、本組合における事務上の都合により一部変更する場合があります。

項目	日程
① 実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和8年9月1日
② 実施方針等に対する質問及び意見の受付期限	令和8年10月2日
③ 実施方針等に対する質問及び意見への回答公表	令和8年10月16日
④ 実施要領等の公表	令和9年1月中旬
⑤ 実施要領等に関する質問の受付期限 （参加資格に係る質問）	令和9年1月下旬
⑥ 実施要領等に関する質問への回答公表 （参加資格に係る質問）	令和9年2月上旬
⑦ 施設視察（応募者1者につき半日程度） ※希望があった場合	令和9年2月中旬
⑧ 資格審査書類の受付期限	令和9年2月下旬
⑨ 資格審査結果の通知	令和9年2月下旬
⑩ 実施要領等に関する質問の受付期限 （参加資格以外に係る質問）	令和9年3月上旬
⑪ 提案概要書の受付期限	令和9年3月上旬
⑫ 応募者との対話	令和9年3月中旬
⑬ 実施要領等に関する質問への回答公表 （参加資格以外に係る質問）	令和9年3月下旬
⑭ 提案書類の受付期間	令和9年4月下旬から 令和9年5月中旬まで
⑮ 基礎審査の実施	令和9年5月中旬から 令和9年6月下旬まで
⑯ 総合評価	令和9年8月上旬
⑰ 優先交渉権者の選定	令和9年9月上旬
⑱ 優先交渉権者の決定	令和9年9月中旬
⑲ 基本協定の締結	令和9年9月中旬
⑳ 契約協議期間	優先交渉権者の決定から 仮契約の締結まで
㉑ 基本契約及び仮契約（工事請負契約）の締結	令和9年10月中旬

項目	日程
②② 事業契約（工事請負契約及び運營業務委託契約）の締結	令和9年12月下旬

ウ 実施方針等に対する質問及び意見の受付

本事業への参加を検討する企業は、実施方針等に対して質問及び意見を提出することができる。次のとおり受付するものとし、電話等による質問には一切応じない。

なお、提出した者に対しては、本組合が個別にヒアリングを行う場合がある。

(ア) 受付期限

実施方針公表日から令和8年10月2日（金）午後5時までとする。

(イ) 提出方法

別添様式第1号（Excel形式）に記入の上、P.25に示す「9（4）実施方針に関する問合せ先」にE-mailで送信する。

なお、E-mailは、「実施方針等に関する質問・意見書の提出（提出者名）」のタイトルで送付すること。

(ウ) 回答方法

提出された質問及び意見への回答は、令和8年10月16日（金）に本組合ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ 実施要領等の公表

令和9年1月中旬に本組合ホームページで公表する。

オ 実施要領等の公表以降の手續

具体的な手續内容や期限等は、実施要領に示す。

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定方法

ア 事業審査会

本組合では、応募者から提出された提案書類を公平かつ専門的知見に基づいて審査するため、諮問機関として、次の委員により構成する事業審査会を設置した。応募者から提出された提案書類は、事業審査会において審査する。

なお、この事業審査会の事務局は、本組合施設課とする。

委員名	所属・役職
八 鋤 浩	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部指導部長
小林 潤	工学院大学 工学部 機械工学科 教授
山本 輝幸	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
北口 慶太	秦野市 環境産業部長
大町 徹	伊勢原市 経済環境部長
古谷 昭仁	秦野市伊勢原市環境衛生組合 事務局長

イ 審査の手順及び方法

(ア) 資格審査

参加資格要件の具備を確認するため、応募者から提出された資格審査書類を事務局が審査する。

(イ) 基礎審査

資格審査通過者から提出された提案書類が要求水準を満たすものであるか否かについて事務局が審査する。

(ウ) 非価格要素審査

基礎審査を通過し、参加資格を有する応募者を対象に非価格要素審査を実施する。非価格要素審査は、応募者から提出された提案書類について、実施要領と併せて公表する「審査基準」に従い事業審査会において評価し点数化を行う。

なお、非価格要素審査における評価に当たっては、応募者による提案内容のプレゼンテーションを実施した上で、当該提案内容に関するヒアリングを審査委員が応募者に対して実施する。

(エ) 価格審査

非価格要素審査の実施後、価格審査を実施する。価格審査は、提案金額書に記載の金額が提案上限額以下である場合、事業審査会が「審査基準」に示す算出式により価格点を算出する。

(オ) 総合評価

非価格要素審査及び価格審査の結果に基づき、事業審査会が各応募者の総合評価点を算出する。総合評価点は、非価格要素審査点と価格審査点の合計

点とし、総合評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。詳細は「審査基準」に示すものとする。

(カ) 審査結果

審査結果は、本組合ホームページにおいて公表する。

4 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) サービス水準及び仕様

本事業の受注者は、実施要領等に示す本施設の機能が十分発揮できるよう、設計・施工業務及び運営・維持管理業務を行う。

また、これ以外にも実施要領等に示す要件及び受注者が提案書類に示す提案内容を満足するものとする。

(2) 予想されるリスクの分担

ア 基本的な考え方

設計・施工業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として受注者が負うものとするが、本組合が分担すべき合理的な理由があるリスクは本組合が負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本組合と受注者のリスク分担は、原則として「添付資料4 リスク分担(案)」によるものとする。

なお、詳細は、要求水準書、基本協定書(案)及び事業契約を構成する各契約書(案)に示す。

(3) 本組合による事業実施状況の監視

本組合は、受注者が実施する設計・施工業務及び運営・維持管理業務について、業務の履行状況やサービス品質の要求水準達成状況等の確認を定期的を実施するものとする(定期モニタリング)。

また、本組合は随時、現場への立入りによる状況の確認(随時モニタリング)を行うことができることとし、受注者は、本組合の求めに応じて、本組合が実施するモニタリングに協力すること。

(4) 支払額の減額等

次に該当する場合、本組合は支払額の減額等を行うことができるものとする。

なお、詳細は、実施要領と併せて公表する「事業契約書(案)」に示す。

ア 建設工事請負契約

(ア) 引渡性能試験の結果、工事目的物が要求水準を満たさない場合

(イ) 契約不適合責任検査の結果、契約不適合が認められた場合

イ 運営業務委託契約

施設運営事業者のサービス水準が要求水準を満たさない場合

5 施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 本施設の立地

立地及び建築物等の配置を「添付資料 1 事業区域」に示す。

(2) 建設場所

神奈川県秦野市曾屋 4624 番地

(3) 敷地面積

約 34,600 m²

(4) 都市計画事項等

ア 用途地域	市街化調整区域
イ 防火地区	なし
ウ 高度地区	なし
エ 建ぺい率	50%
オ 容積率	100%
カ 日影規制	なし

(5) 緑地率

30%以上

6 事業契約の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約の規定に基づいて、本組合と受注者は、誠意をもって協議する。

また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

7 事業継続が困難な場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難となった場合

ア 受注者の提供するサービスが、事業契約で定める受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、受注者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受注者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本組合は、事業契約を解除することができる。

イ 受注者が倒産又は受注者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。

ウ 前ア及びイにより本組合が事業契約を解除した場合、受注者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本組合の責めに帰すべき事由により事業継続が困難となった場合

ア 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、受注者は事業契約を解除することができる。

イ 前アにより受注者が事業契約を解除した場合、本組合は、受注者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合

不可抗力その他、本組合又は受注者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び受注者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・施工業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本組合は、受注者に対して事前に書面でその旨を通知することにより工事請負契約を解除することができる。

イ 運営・維持管理業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本組合は施設運営事業者に対して事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約を解除することができる。

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本組合は、本事業に関して受注者への法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本組合は、本事業に関して受注者への財政上及び金融上の支援等を行わない。

(3) その他

本組合は、受注者に対し、補助及び出資等の支援を行わない。

9 その他

(1) 議会の議決

工事請負契約の締結に当たっては、本組合議会の議決に付すものとする。

なお、本組合の議会において否決された場合には、工事請負契約及び運營業務委託契約を締結しないものとし、これに先立ち締結した基本契約は、その効力を失うものとする。

(2) 情報提供

本事業に係る情報は、適宜、本組合のホームページで公表する。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 実施方針に関する問合せ先

〒257-0031

神奈川県秦野市曾屋 4624 番地

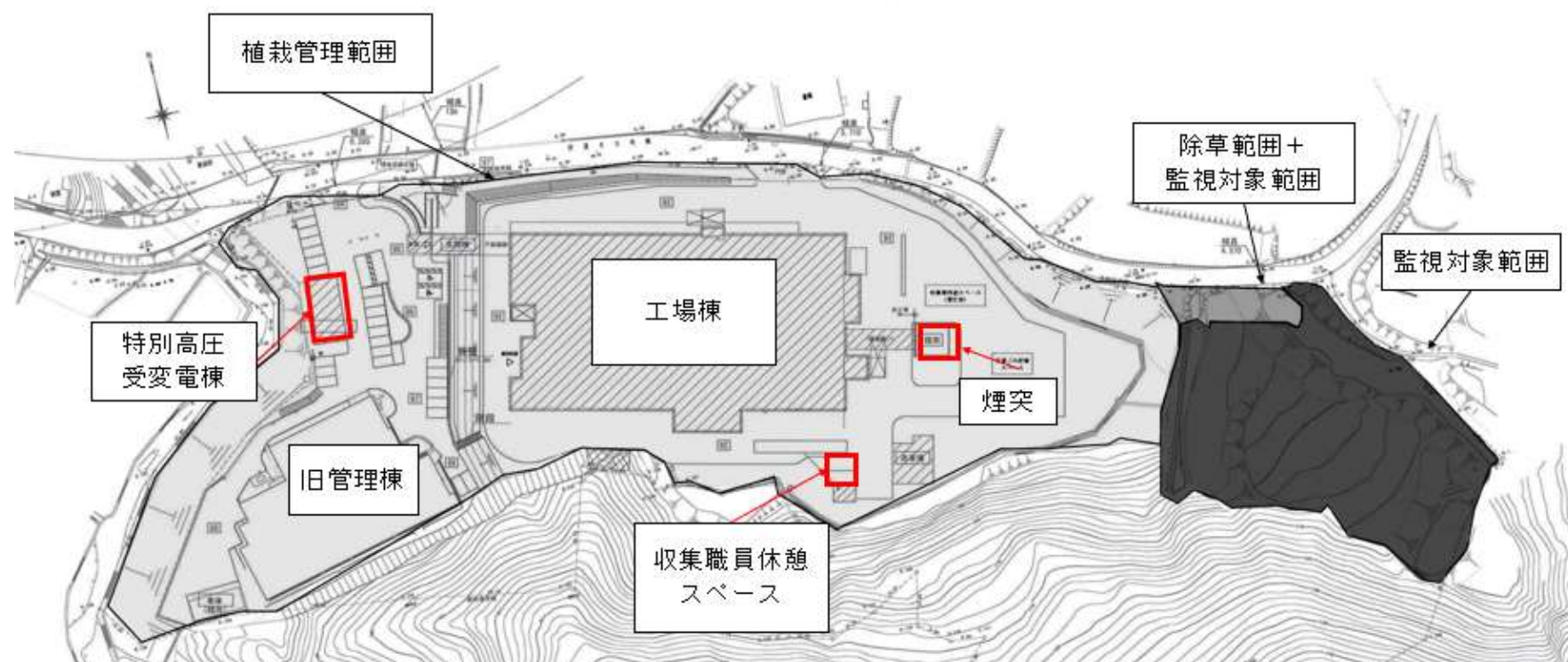
秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課

TEL 0463-82-2502

FAX 0463-83-5933

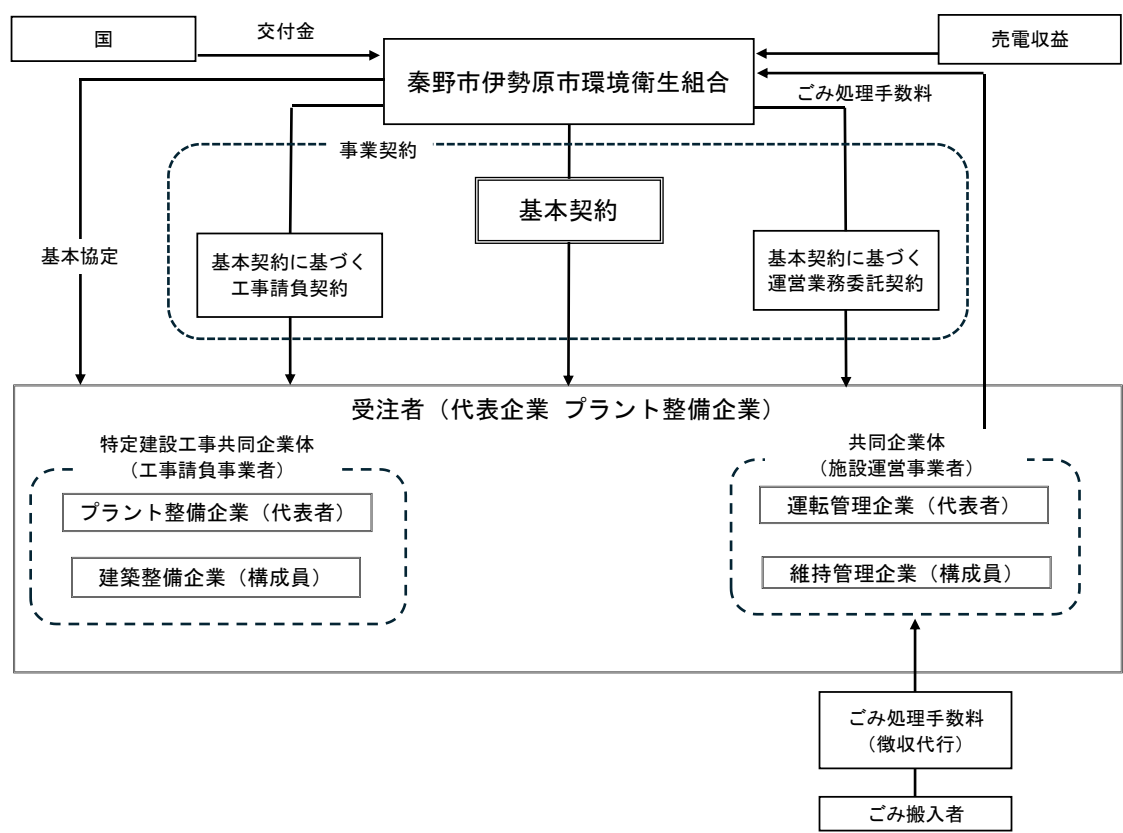
E-mail keikaku@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

添付資料1 事業区域



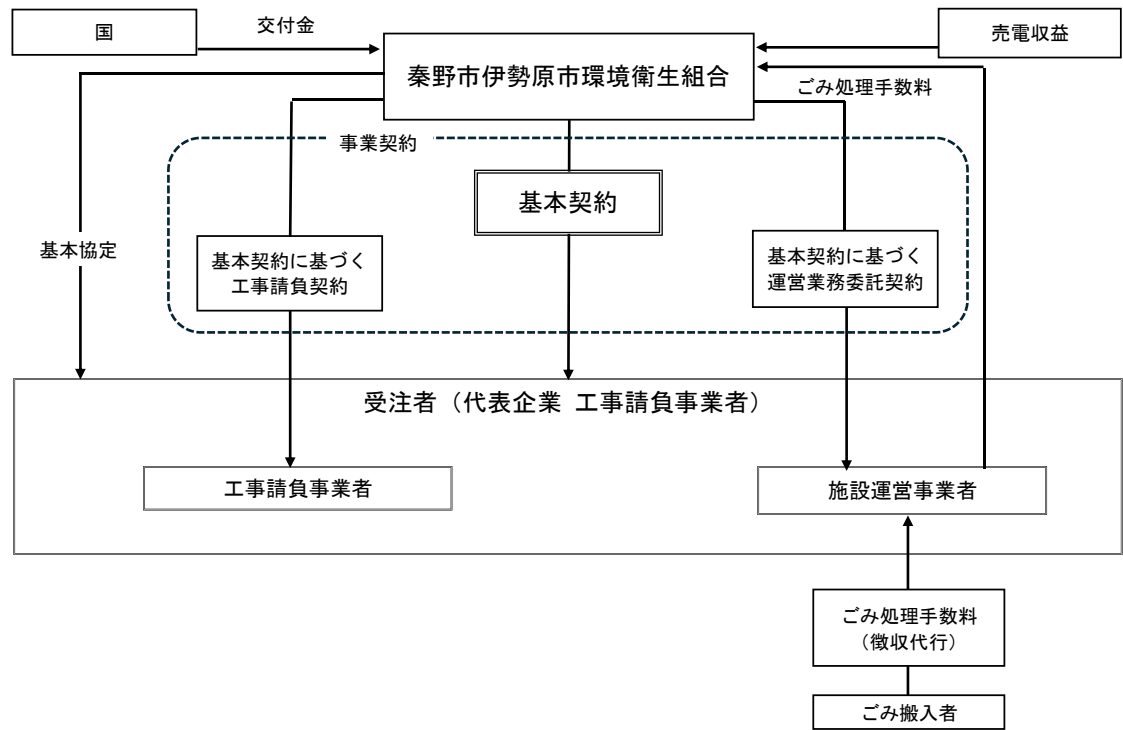
添付資料 2 事業スキームの参考図

※ 受注者が複数の企業で構成される企業グループであり、工事請負事業者が特定建設工事共同企業体、施設運営事業者が共同企業体を結成する場合。



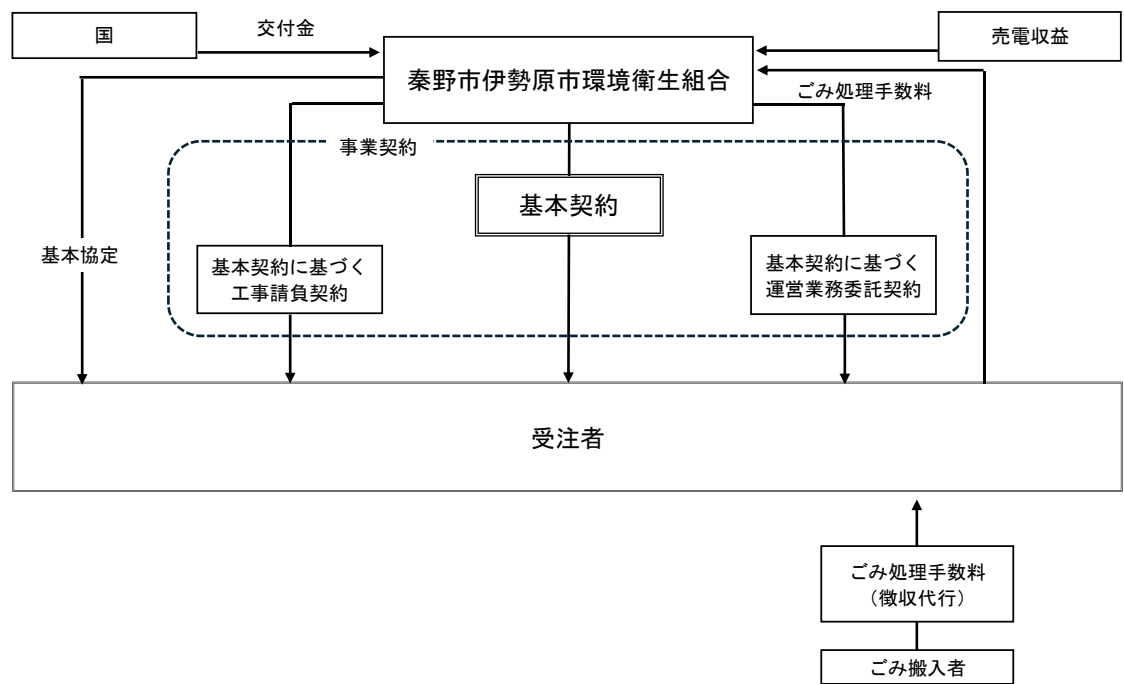
添付資料 2 事業スキームの参考図

※ 受注者が複数の企業で構成される企業グループであり、工事請負事業者が特定建設工事共同企業体、施設運営事業者が共同企業体を結成しない場合。

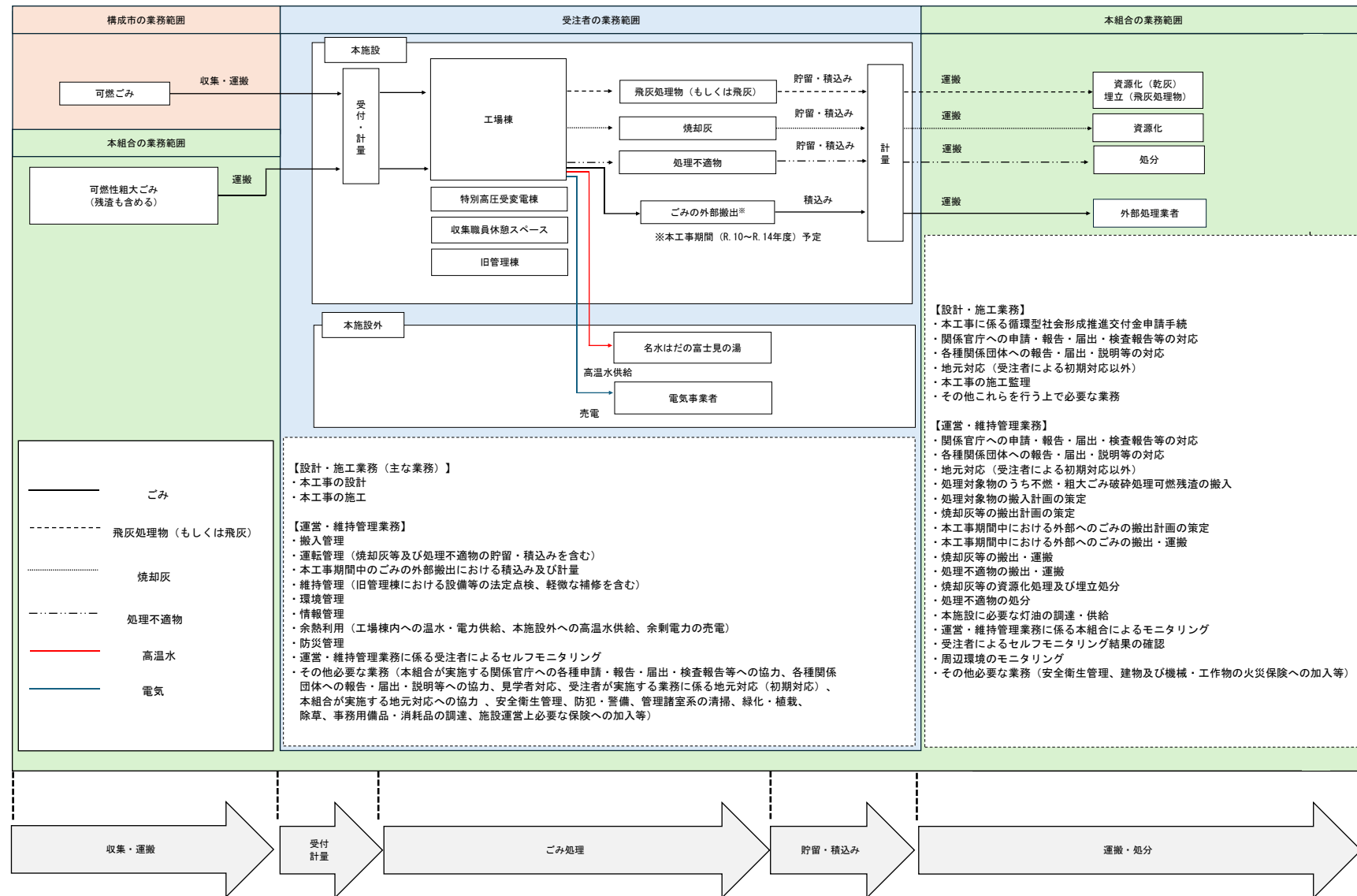


添付資料 2 事業スキームの参考図

※ 受注者が単独の企業である場合。



添付資料3 本事業に係る業務の役割分担



添付資料 4 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者※ ¹	
			本組合	受注者
共通	実施要領等の変更	実施要領等の誤り、提示漏れにより、本組合の要望事項が達成されない等	○	
	事業契約の締結不可・遅延	本組合の政策転換、議会承認、財政破綻等の事由による事業契約締結不可、又は遅延	○	
		受注者の事由による事業契約締結不可、又は遅延		○
	地元対応に係るリスク	受注者が実施する各業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等		○
		上記以外の本組合が実施する各業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等	○	
		上記二つ以外の本事業の実施に関わる周辺住民等の反対運動、訴訟・要望等※ ²	○	△
	第三者への賠償リスク	受注者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		上記以外※ ²	○	△
	法令・税制度の変更	本事業に直接関連する法令・税制の新設・変更等		○
		上記以外の法令・税制度の新設・変更等	○	
	許認可遅延	本組合が実施する許認可取得の遅延	○	
		受注者が実施する許認可取得の遅延		○

添付資料 4 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者※ ¹	
			本組合	受注者
共通	物価変動※ ³	一定範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減	○	△
	資金調達	本組合における本事業の実施に必要な資金調達	○	
		受注者による本事業の実施に必要な資金調達		○
	支払遅延・不能	本組合から受注者へのサービス対価の支払い遅延・不能	○	
	事業の中止・遅延	本組合の指示、議会の否決、本組合の債務不履行による本事業の中止又は遅延	○	
		受注者の債務不履行、事業放棄、破綻による本事業の中止又は遅延		○
	不可抗力リスク※ ⁴	天災等大規模な災害、暴動、戦争等の予測できない事態の発生により、業務内容や設計の変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等	○	△
設計	設計変更	本組合の指示、提示条件の不備・変更によって、設計変更が生じた場合の費用の増大、事業計画の遅延	○	
		受注者の提案内容の不備・変更によって設計変更が生じた場合の費用の増大、事業計画の遅延		○
	着工の遅延	本組合の指示、又は提示条件の不備・変更による着工の遅延	○	
		上記以外（不可抗力リスクを除く）		○

添付資料4 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者※ ¹	
			本組合	受注者
施工	工事費の増大	本組合の指示、提示条件の不備・変更による工事費の増大	○	
		上記以外（不可抗力リスクを除く）		○
	工事の遅延リスク	着工後、本組合の指示による工事の遅延	○	
		上記以外（不可抗力リスクを除く）		○
	要求水準の不適合に係るリスク	受注者が実施する試運転・性能試験の結果、設計・施工業務に係る要求水準の不適合によるもの		○
	工事目的物及び材料への損害	本組合の帰責事由により工事目的物、材料に関して生じた損害	○	
		上記以外の要因による工事目的物、材料に関して生じた損害（不可抗力リスクを除く）		○
運営・維持管理	受入廃棄物のごみ質変動リスク※ ⁵	受入れ廃棄物のごみ質に起因するサービス対価の上昇、事故等	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	本施設の受入許容量を超えるごみの処理（本工事期間中におけるごみの外部搬出が停止した場合等も含む）	○	
		本施設の受入許容量に対して大幅にごみ量が減少したことにより起因するサービス対価の上昇、発電量の減少等	○	
	ごみの外部搬出事業者に係るリスク	本工事期間中におけるごみの外部搬出事業者に係るリスク	○	
	ごみの外部処理事業者に係るリスク	本工事期間中におけるごみの外部処理事業者に係るリスク	○	

添付資料 4 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者※1	
			本組合	受注者
運営・維持管理	安定稼働	受注者に起因しない事由により、本施設の安定稼働、処理能力が確保できない事象（不可抗力リスクを除く）	○	
	処理不適物の混入	受注者の善管注意義務違反により処理不適物を排除できず、その結果、本施設に生じた損害		○
		受注者が処理不適物を排除できなかった原因が受注者の善管注意義務違反によるものではない合理的な理由を本組合に対して示し、本組合が認めた場合等、上記以外の事由による場合	○	
	処理手数料の未徴収	施設運営事業者が搬入受付時にごみ処理手数料の徴収を行わなかった場合における当該手数料の徴収及び納付		○
	処理手数料の過不足	施設運営事業者が搬入受付時に徴収したごみ処理手数料に過不足があった場合の必要額の徴収及び返還		○
	要求水準の不適合に係るリスク	運営・維持管理業務に係る要求水準の不適合		○
	本施設の改良	事業契約、要求水準、受注者からの提案内容の未達に起因する事由以外による本組合からの本施設の改良指示による費用の増加分	○	
		受注者からの提案による本施設の改良による費用の増加分 ※6		○

添付資料 4 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者※ ¹	
			本組合	受注者
運営・維持管理	本施設の運営開始遅延リスク	本組合の事由による運営開始遅延	○	
		上記以外（不可抗力リスクを除く）		○
	余熱供給停止のリスク	受注者の事由により余熱供給が停止した場合		○
		上記以外※ ⁷	○	△
	焼却灰等の運搬・資源化・処分費用の変動	焼却灰等の運搬、資源化、処分に係る費用の変動及びその他のリスク（運搬事業者、資源化事業者に係るリスクを除く）	○	
	焼却灰等運搬事業者に係るリスク	焼却灰等の運搬事業者に関するリスク	○	
	焼却灰等資源化事業者に係るリスク	焼却灰等の資源化事業者に関するリスク	○	
	処理不適物の運搬・処分費用の変動	処理不適物の運搬及び処分に係る費用の変動及びその他のリスク	○	
	施設の性能確保に係るリスク	本事業終了時における本施設の性能確保		○

※1 負担者 「○ 主分担」、「△ 従分担」

※2 本組合と協議の上、対応を決定する。

※3 物価変動については、一定程度までの変動は受注者の負担とし、それ以上は本組合が負担する。

※4 不可抗力により増加した費用負担については、当該事業年度において、一定程度までは受注者が負担し、それ以上は本組合が負担する。

※5 受入廃棄物のごみ質について、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本組合と受注者の協議による。

※6 受注者による本施設の改良に係る提案について、採用の可否は本組合が判断を行い、その場合の費用、サービス対価への反映方法等については、本組合と受注者の協議による。

※7 不可抗力リスクの場合は、本組合と協議の上、対応を決定する。